税理士法人設立を検討されている方へ

（当組合加入の個人事務所が税理士法人を設立する場合）

注意!! 「協会けんぽ」は強制加入のため、一度加入すると脱退することはできません。

法人事業所は、社会保険の強制適用事業所となり、厚生年金及び健康保険が強制加入となります。

しかし、年金事務所へ「**健康保険の適用除外承認申請**」手続きをすることにより、当組合へ加入継続が可能です。

年金事務所に「新規適用手続き」をする前に、当組合へ事務所変更手続きとともに、「**健康保険被保険者適用除外承認申請書**」をご提出ください。

＊健康保険適用除外とは
事実の発生した日から、14日以内に事業主が事務所所在地を所轄する年金事務所に申請しなければなりません。なお、やむを得ない理由により14日以内に届け出ができなかった場合は「遅延理由書」の添付が必要です。

変更手続き・適用除外承認申請の流れについて

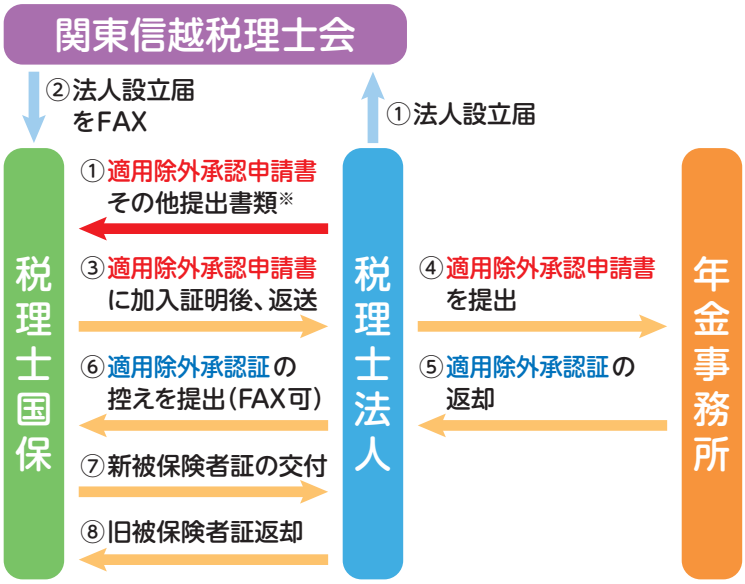

① 登記後、関東信越税理士会及び当組合へ法人設立に伴う必要書類※を送付
② 関東信越税理士会から当組合へ、「法人設立届」のFAXあり
③ 「法人設立届」及び当組合への必要書類確認後、「**適用除外承認申請書**」に証明し返送
④ 法人事務所より年金事務所へ「**適用除外承認申請書**」を提出
⑤⑥ 年金事務所より「**適用除外承認証**」の返却後、組合へ「**適用除外承認証**」の控えを提出（FAX可）
⑦ 新しい被保険者証の交付
⑧ 旧被保険者証の返却

※当組合への提出書類については、お問い合わせください。ご案内を送付します！

注意事項

- 先に年金事務所へ適用申請をすると「協会けんぽ」に加入することになります。**一度「協会けんぽ」に加入すると資格喪失ができない**ので、**必ず当組合へ必要書類を提出後に年金事務所へ適用除外承認申請書とともに新規適用申請**をするようお願いいたします。
- 年金事務所において「適用除外承認」の取扱いが大変厳しくなっております。法人設立の際はあらかじめ関係機関へ必要書類等ご相談のうえ、申請書類はお早めにご提出ください。
- 本店及び支店の設立があった場合、それぞれ1事業所として登録となります。
- 複数名税理士の登録がある場合、代表者以外の社員税理士については当組合での取扱いは「勤務税理士」となりますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。
- 専従者で今まで「家族」として加入し、法人設立時に厚生年金を適用される場合、当組合の資格区分について**「家族」から「職員」へ資格変更が必要**となりますので、**喪失届・加入申請書類一式をご用意**ください。